

特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、下記のとおり認定したので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

平成26年11月12日

記

1 当該認定を受けた者の名称

株式会社丸勇鈴伊

2 特定漁港施設の運営の事業の名称

水産加工事業

3 特定漁港施設の運営の事業の内容

気仙沼市内からの原料調達を最優先とし、気仙沼ブランドの水産加工物を生産・販売する。

4 貸付を受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態

(1) 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容

① 名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規模	構造
加工場用地	1,054.03㎡	更地
加工場用地に係る盛土	2,126.23㎡	土砂

② 配置図

別図に示すとおり。

③ 貸付けを受けようとする期間（予定）

平成26年12月10日～平成36年12月9日

④ 利用形態

当該用地において加工場を建設し、利用する。

5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

認定を受けた者が、この水産加工事業を運営することにより、地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。

6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理経過
平成26年10月28日から11月7日まで、宮城県農林水産部水産業基盤整備課に
おいて公衆の縦覧に供した。

なお、縦覧期間中、意見書の提出は無かった。

7 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2及び漁港漁場整備法施行規則第11条の5に定める事業者の基準に適合しており、本事業の運営により、水産物の安定供給、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができるものと認められる。

